

(別紙) 第 1 章第 5 関係

県主眼事項及び着眼点

令 3 条例第 3 号 : 高知指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和 3 年条例第 3 号)

24 障発 0330 第 31 号 : 障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて

主眼事項	着眼点	根拠法令
第 1 運営に関する基準		
1 県内産農林水産物等の使用	指定障害児通所支援事業者等 (児童発達支援センターで指定児童発達支援の事業を行う者及び指定医療型児童発達支援の事業を行う者に限る。) 及び指定障害児入所施設等設置者等は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めているか。	令 3 条例第 3 号第 7 条
2 非常災害対策	<u>(1) 指定児童発達支援事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しているか。</u>	令 3 条例第 3 号第 5 条第 1 項
	<u>(2) 指定児童発達支援事業者等は、非常災害に備えるため、(1) の防災対策マニュアルの概要を当該指定児童発達支援事業所等の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u>	令 3 条例第 3 号第 5 条第 3 項
3 預かり金等の管理	指定障害児入所施設等設置者等が管理する入所者の現金、預貯金通帳、年金証書及び印鑑等 (以下「預かり金等」という。) は適正に管理されているか。	24障発0330第31号記の 5
	<u>(1) 自己管理が可能なものについてまで、一律に施設が預かり金等として管理していることはないか。</u>	

また、施設が預かり金等を管理する場合は、預かり金等に係る契約が書面（契約書、委託書、依頼書等）により締結されているか。

(2) 預かり金等の範囲（現金、預貯金通帳、年金証書及び印鑑等）は、入所者が施設内で生活するために必要とされるものに限定されているか。

また、預かり金等の範囲は書面で明確になっているか。

(3) 入所者から預かり金等を保管すること以外に、費用の支払い、保険・年金の収納などの事務を受託する場合（以下「受託事務」という。）は、書面によって受託事務の範囲が明確になっているか。

(4) 預かり金等を管理している場合、施設において預かり金等の管理責任者が定められているか。

また、現金、預貯金通帳、年金証書及び印鑑等の保管担当者がそれぞれ別に定められ、保管場所は、それぞれ別にするなど管理体制が明確になっているか。

(5) 受託事務において、出納担当者が定められているか。

また、出納担当者による預かり金等の受け入れ、引き出し等が行われる際、他の職員の立ち会いのもとに行われ、入所者の確認が徴されているか。

(6) 預かり金等に関する記録（帳簿、領収書等）は、個人別に整理され、整備されているか。

(7) 預かり金等の収支状況は、管理責任者又は管理責任者が任命した者によって毎月点検されているか。

(8) 預かり金等の収支の状況を定期的（年4回程度）に入所者（必要に応じて家族等）に知らせているか。

(9) 退所時における預かり金等の返還の処理は適切に行われているか。

<p>4 暴力団の排除</p>	<p><u>(10) 入所者預かり金等の管理に関する規程が整備されているか。</u> <u>また、(1) から (9) までの内容が盛り込まれているか。</u></p> <p><u>(11) 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。</u></p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所等、指定福祉型障害児入所施設等（以下「指定障害児通所事業所等」という。）の設置者、管理者その他当該指定通所支援事業所等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（以下「設置者等」という。）は、暴力団員等となっていないか。</p> <p>(2) 設置者等は、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはいないか。</p> <p>(3) 指定障害児通所事業所等の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはいないか。</p>	<p>令3条例第3号第8条第1項</p> <p>令3条例第3号第8条第2項</p> <p>令3条例第3号第8条第3項</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

(注) 下線を付した項目が標準確認項目